

生駒市防災会議部会設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 本市の地域防災計画の策定または改訂、その実施等にあたり、防災関係機関等を含めた各分野の取組を推進するため、生駒市防災会議条例（昭和37年10月1日条例第13号 以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、部会を設置することができる。

（所掌事務）

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）地域防災計画の策定または改訂に関し意見を述べること。
- （2）地域防災計画の実施の推進に関すること。
- （3）その他、生駒市の地域に係る防災に関する必要な事項。

（部会）

第3条 部会を設置する場合、部会に属すべき委員は、条例第3条の委員から防災会議の会長（以下「会長」という。）が指名する。

- 2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（専門委員）

第4条 部会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、奈良県の職員、本市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、会長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

（庶務）

第5条 部会の庶務は、総務部防災安全課で行うものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会に関する必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年2月27日から施行する。